

福岡県公報

令和 6 年 11 月 29 日
第 552 号

目 次

告 示 (第743号 - 第750号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) 2
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 3
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用 地 課) 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) 4
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 意見募集の結果の公示 (業 務 課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更 (行財政支援課) 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (福祉総務課) 6
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 7

公安委員会

- 運転免許取得者等検査の認定 (警察本部運転免許試験課) 7
- 雑 報**
- 令和7年測量士・測量士補試験の実施 (県土整備総務課) 8
- 再 掲**
- 家畜伝染病予防法第6条第1項に基づく注射の実施について (畜 産 課) 9

告 示

福岡県告示第743号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)	第11条	令和6年12月1日	脱炭素社会実現のための省エネ新製品開発支援補助金の遂行状況報告
福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)	第20条	令和6年12月1日	賃上げ実現に向けた福岡県中小企業生産性向上緊急支援補助金の取得財産処分承認申請

福岡県告示第744号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
築上郡築上町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
那珂川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那珂川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第746号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

加入区の名称 糸島加入区、福岡市西部加入区、福岡市加入区、福岡市東部加入区、新宮相島加入区、福津加入区、神湊加入区、大島加入区、鐘崎加入区、地島加入区、遠賀加入区、岩屋加入区、脇田加入区、藍島加入区、脇之浦加入区、若戸加入区、平松加入区、長浜加入区、門司加入区、新門司加入区、北九州東部加入区、曾根加入区、苅田町加入区、蓑島加入区、行橋加入区、豊築加入区、宇島加入区、吉富加入区、大川市加入区、川口加入区、久間田加入区、柳川加入区、浜武加入区、沖端加入区、両開加入区、皿垣開加入区、有明加入区、中島・山門羽瀬加入区、大和加入区、高田加入区、新三浦加入区、三池港加入区

福岡県告示第747号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市稲荷町12番1、12番4及び12番5の各一部並びに亀谷町61番1、61番2及び61番5の各一部並びに61番3
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第748号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 起業者の名称
柳川市
- 2 事業の種類
柳川市庁舎再編事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分

福岡県柳川市坂本町及び本町地内

- (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である柳川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、事業の実施に必要な財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、柳川市が同市坂本町及び本町地内において、柳川市本庁舎（以下「現本庁舎」という。）の敷地を拡張し、当該敷地内にて現本庁舎の増築及び改修を行うものである。
現在の柳川市は、平成17年に旧柳川市、旧山門郡大和町及び同郡三橋町の1市2町が合併して誕生した市である。
柳川市の庁舎は、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎の3庁舎による分庁方式を採用し、合併以来当該3庁舎を利用しているが、現在の分庁方式では行政機能が分散しているため、行政サービスの低下を招いている。また、大和庁舎は築後57年が経過し、老朽化が著しく耐震性能が不足している状況であることや、同市の本庁舎として機能している柳川庁舎は、会議室、書庫、駐車場等が不足していることや災害時の指示拠点となる庁議室について、自衛隊・警察等の防災関係機関の待機スペースが無く、指示拠点としての役割を果たせないおそれがあることなどの課題を抱えている。
このような状況に対処するため、令和5年2月に「柳川市庁舎再編基本計画」を策定し、当該基本計画に沿って庁舎敷地に現本庁舎西側の市民会館跡地を加え、現本庁舎の増築及び改修を行うものである。
ア 本件事業の施行により得られる利益については、現在の分庁方式から大部分の

部署を現本庁舎に統合することによって、行政機能の分散が解消され、市民に対して効率的な行政サービスを行うことができる。また、老朽化による耐震性能の不足や会議室・書庫、駐車場等の不足による狭隘化等を解消することができ、来庁者の利便性向上や防災拠点としての機能強化など、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業地は福岡県レッドデータブックに掲載されている希少動植物が確認されているが、福岡県自然環境課から事業の実施による影響は少ない旨の回答を得ており、濁水や土砂の流出をなるべく抑えることや、工事排水により水質の変化が生じないように配慮することとしている。

また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、柳川市教育委員会から起業地への編入に支障は無い旨の回答を得ており、必要に応じて発掘調査を行い、埋蔵文化財が発見された場合には、柳川市教育委員会と協議を行ったうえ、適切な措置を講じることとしている。したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、来庁者の利便性や安全性の確保及び事業費等の面から3案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、来庁者の利便性が高く、交通の安全性が確保され、事業費も3案中最小であることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現在の分庁方式では行政機能が分散しているため、行政サービスの低下を招いていることや庁舎が老朽化していること、会議室、書庫、駐車場等が不足していることなどの課題改善が求められており、災害時における防災指示拠点としての機能強化等も求められていることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、柳川市から申請のあった柳川市庁舎再編事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

柳川市役所（財政課）

福岡県告示第749号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡赤村大字赤字梅ノ木谷2271、字梅ノ木山2272の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第750号

次に掲げる病院は、令和6年11月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

診療所の名称	所在地
公益財団法人小倉医療協会三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野一丁目12番18号

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市津古字東宮原910番、918番、919番1から919番3まで、925番1、925番4、925番5、926番、927番1、927番3から927番6まで、928番1、928番8から928番13まで、929番3、929番6、929番7、934番3、934番8及び934番9並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正案について、令和6年8月20日から令和6年9月19日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和6年11月22日に制定し、公布しました。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092-643-3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

荷原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
北原 裕平	朝倉市堤1603番地8
手島 享二	朝倉市佐田4014番地
窪山 道人	朝倉市一木671番地1
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
矢野 昇	朝倉市堤1144番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地
淵上 洋	朝倉市三奈木2779番地

2 退任監事

氏名	住所
飯田 幸一	朝倉市板屋1050番地7
井上 弘喜	久留米市山川町709番地24グランデール長園A棟202号

3 就任理事

氏 名	住 所
窪山 道人	朝倉市一木671番地 1
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
井上 弘喜	久留米市山川町709番地24グランデール長園 A 棟202号
飯田 幸一	朝倉市板屋1050番地 7
太田 静雄	朝倉市堤1145番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地
測上 洋	朝倉市三奈木2779番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
手島 享二	朝倉市佐田4014番地
北原 裕平	朝倉市堤1603番地 8

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請のあった福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、令和6年11月15日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月内閣府告示第228号）等の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和6年11月22日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第537号	鶴田 勝美	八女市星野村19901	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	鶴田 勝美	八女市星野村19901

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字高見132番1及び132番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市石崎一丁目7番2号
株式会社エアー補償コンサルタント
代表取締役 柳原 篤

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字薬丸3679番1、3679番2、3680番1及び3680番4から3680番11まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原2709番地の36
株式会社ヒロハウス
代表取締役 広瀬 正美

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
宮若市吉川土地改良区	令和6年11月20日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後川土地改良区	令和6年11月20日

公告

解散した清算法人鹿毛馬土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
白石 俊二	飯塚市鹿毛馬855番地
梅田 中一	飯塚市鹿毛馬1058番地
梅田 秀俊	飯塚市鹿毛馬862番地
大塚 正典	飯塚市勢田784番地3
森 英一	飯塚市鹿毛馬100番地1
安藤 正通	飯塚市鹿毛馬1826番地3
森田 喜造	飯塚市鹿毛馬1101番地1
安藤 優則	飯塚市鹿毛馬1847番地1
今福 和彦	飯塚市鹿毛馬266番地1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第283号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年11月29日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目9番33号 中島 洋美	モータースクールいとうづの森 北九州市小倉北区泉台四丁目6番1号	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社城野自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目15番1号 野中 裕人	城野自動車学校 北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目15番1号	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
K Gホールディングス株式会社 福岡市中央区天神三丁目9番33号 中島 洋美	苅田自動車学校 京都郡苅田町大字集2637番地	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社門司自動車学校 北九州市門司区大字畑120番地 小森 敏弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120番地	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社北九州自動車学校 北九州市八幡西区鳴水町14番1号 中島 洋美	黒崎ドライビングスクール 北九州市八幡西区鳴水町14番1号	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社一二 豊前市大字松江1381番地1 小森 弘詞	アイルモータースクール豊前 豊前市大字松江1381番地1	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社日本自動車学園 北九州市小倉南区葉山町二丁目7番1号 嘉久 明子	北方自動車学校 北九州市小倉南区葉山町二丁目7番1号	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社自由ヶ丘 北九州市八幡西区自由ヶ丘2番2号 西田 幸生	ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘2番2号	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
株式会社おんが自動車学校 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地5 力武 浩一	おんが自動車学校 遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地5	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日

株式会社西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地5 大村 芳彦	西港自動車学校 北九州市小倉北区西港町15番地5	認知機能検査同等方法	認定認知機能検査	令和6年11月7日
--	-----------------------------	------------	----------	-----------

雑報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月29日

国土交通大臣 齋藤 鉄夫

令和7年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 令和7年5月18日（日）
午前10時から午後4時まで

（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 令和7年5月18日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合があります。

(3) 願書受付期間

令和7年1月6日（月）から1月30日（木）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、追跡できる郵送の場合は1月30日（木）までの日付の消印があるものに限って受け付ける。（追跡できない郵送（普通郵便、後納郵便、別納郵便など）の場合

合は1月30日（火）までに必着とする。）

また、オンライン（電子申請）の場合は1月30日（木）までに受験料が納付されたものに限り受け付ける。

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和7年1月6日（月）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課及び公益社団法人日本測量協会本部及び各支部では郵送の取扱いをしない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）

○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪府中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）

○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館）

○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎）

○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎）

○国土地理院沖縄支所

（〒900-0006 那覇市おもろまち二丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎）

○各都道府県の土木関係部局の主務課（郵送の取扱いをしない）

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部（郵送の取扱いをしない）

(6) 試験手数料

郵送の場合 測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

電子申請の場合 測量士試験 4,200円 測量士補試験 2,800円

(7) 合格発表及び通知

測量士は令和7年7月8日（火）、測量士補は令和7年6月26日（木）、国土地理院ホームページに合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載する。また、全受験者に試験結果（合否）を通知する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214, 8248

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第713号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和6年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

牛のランピースキン病の発生を予防するため

2 実施する区域、実施の期日、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
ランピースキン病発生農場から半径20km以内の県内の区域	令和6年11月21日から令和7年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日	飼養している牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	皮下注射